

青森県報

号外第二十五号

平成十六年
三月三十一日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課)…

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第一款 政策推進室の所掌事務(第九条の二)」

第一款の二 部の所掌事務(第十条)

第二款 課の分掌事務

「第一款 部及び局の所掌事務(第十条)」

第二款 課及び室の分掌事務

「企画振興部各課」を「企画政策部各課」に、「農林水産部各課」を「農林水産部各

課及び室」に、

「第七目 県土整備部各課の分掌事務(第十六条・第十六条の二)」を

「第七目 県土整備部各課の分掌事務(第十六条)」

第七目の二 特別対策局の室の分掌事務(第十六条の二)

「第十八条の二」を「第十九条」に、「第四十二条の三」を「第四十二条」に、

「企画振興部の」を「企画政策部の」に、「第四十二条の四・第四十二条の五」を

「第四十三条・第四十四条」に、

「第一目 消費生活センター(第四十三条・第四十四条)

第二目 削除(第四十五条 第四十八条の二)

第二目の二 男女共同参画センター(第四十八条の三・第四十八条の四) を

第三目 環境保健センター(第四十九条 第五十三条)

第三目の二 原子力センター(第五十三条の二 第五十四条)

「第一目 男女共同参画センター(第四十五条・第四十六条)

第二目 環境保健センター(第四十七条 第四十九条)

第三目 原子力センター(第五十条・第五十一条)

「第五十四条の二・第五十四条の三」を「第五十二条 第五十四条」に、「第九十

九条」を「第九十七条」に、「第九十九条の二 第九十九条の五」を「第九十八条・

第九十九条」に、「第九十九条の六 第九十九条の八」を「第九十九条の二 第九十

九条の四」に、

「第十五目の二 福祉事務所(第九十九条の八の二 第九十九条の八の四)

第十五目の三 児童相談所(第九十九条の八の五・第九十九条の八の六) を

第十六目 身体障害児療育相談所(第九十九条の九・第九十九条の十)

「第十六目 福祉事務所(第九十九条の五 第九十九条の七)

第十七目 児童相談所(第九十九条の八・第九十九条の九)

「第九十九条の十一 第九十九条の十四」を「第九十九条の十・第九十九条の十一」

に、

「第十九目 海洋学院(第八十条 第八十三条) を「第十九目 海洋学院

第二十目 削除(第八十四条 第二百十三条)

「第八十条 第二百十三条」に、「新幹線事務所」を「削除」に、「第六款 削

除」を「第六款 出先機関の内部組織の設置及び分掌事務」に改める。

第三条中「政策推進室並びに青森県部設置条例」を「青森県部等設置条例」に、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百五十八条第六項の規定により部」を「局並びにこれら」に改め、「課」の下に「及び室」を加える。

第六条の二を削る。

第七条の見出しを「（部及び局）」に改め、同条中「青森県部設置条例」を「青森県部等設置条例」に、「部」を「部及び局」に、「企画振興部」を「企画政策部」に、「県土整備部」を「県土整備部」に改める。

第八条第一項中「部」を「部及び局」に、「課」を「課及び室」に改め、同項の表中「部名」を「部及び局名」に、「課名」を「課及び室名」に改め、同表企画振興部の項中「企画振興部」を「企画政策部」に、「企画課」を「政策調整課、企画課」に、「情報政策課、統計情報課」を「情報システム課、統計分析課」に改め、同表環境生活部の項中「文化・スポーツ振興課」を「県民生活政策課」に改め、「美術館整備・芸術パーク構想推進課」を削り、同表健康福祉部の項中「健康医療課、薬務衛生課」を「医療薬務課、保健衛生課」に改め、同表文化観光部の項中「文化観光推進課」を「観光推進課、文化振興課」に改め、同表農林水産部の項中「農林水産政策課」の下に「総合販売戦略課」を加え、「流通加工課」を削り、「漁港漁場整備課」の下に「食の安全・安心推進室」を加え、同表に次のように加える。

特別対策局	広報広聴室
-------	-------

第二章第二節第一款を削る。

第十条の見出し中「部」を「部及び局」に改め、同条中「部の所掌事務」を「部及び局の所掌事務」に、「青森県部設置条例」を「青森県部等設置条例」に改め、同条の総務部の項の第四号中「他部」を「他の部及び局」に改め、同条の企画振興部の項中「企画振興部」を「企画政策部」に改め、同項の第一号中「企画」の下に「及び調整」を加え、同条の環境生活部の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条の文化観光部の項の第二号中「国際交流」を「文化振興及び国際交流」に改め、同条に次のように加える。

特別対策局

一 広報及び広聴に関する事項

二 特別の施策に関する事項

第二章第二節第一款の二の款名中「部」を「部及び局」に改め、同条を同節第一款とする。

第二章第二節第二款の款名中「課」を「課及び室」に改める。

第十一条の財政課の項の第五号中「各課」を「各課室」に改め、同条の人事課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号を第十六号とし、同条の総務学事課の項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条の税務課の項の第三号中「地方道路譲与税」を「所得譲与税、地方道路譲与税」に改め、同条の防災消防課の項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 防災用ヘリコプターの運航及び管理に関する事。

十一 航空消防隊に関する事。

第二章第二節第二款第二目の目名中「企画振興部」を「企画政策部」に改める。

第十一条の二の見出し中「企画振興部」を「企画政策部」に改め、同条中「企画振興部」を「企画政策部」に改め、同条の企画課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号を削り、同項の前に次のように加える。

政策調整課

一 部内の人事、組織、予算（支出負担行為（各課共通経費に係るものを除く。）及び収入命令に関する事務を除く。）及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関する事。

二 部の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関する事（企画課の分掌に係る事務を除く。）。

三 県の重要な施策の総合調整及び推進に関する事。

四 県の重点事業の総括に関する事。

五 特に知事の命じた施策に係る企画、立案、調整及び推進に関する事。

六 行政評価に関する事。

七 陳情の処理に関する事。

八 政策調整会議に関する事。

九 全国知事会、北海道・東北地方知事会及び東北自治協議会との連絡に関する事。

十 内部他課の主管に属しない事務に関する事。

第十一条の二の市町村振興課の項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条の新幹線・交通政策課の項の第二号中「監理課」を「高規格道路・津軽ダム対策課」に改め、同条の情報政策課の項中「情報政策課」を「情報システム課」に改め、同条の統計情報課の項中「統計情報課」を「統計分析課」に改める。

第十二条の文化・スポーツ振興課の項中「文化・スポーツ振興課」を「県民生活政策課」に改め、第六号から第九号までを削り、第十号を第六号とし、第十一号から第十九号までを四号ずつ繰り上げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 その他消費生活の安定及び向上の確保に関する事。

第十二条の文化・スポーツ振興課の項中第二十号を第十七号とし、第二十一号から第二十三号までを三号ずつ繰り上げ、第二十四号を削り、第二十五号を第二十一号とし、第二十六号を削り、第二十七号を第二十二号とし、第二十八号を第二十三号とし、同条の青少年・男女共同参画課の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同条の美術館整備・芸術パーク構想推進課の項を削る。

第十三条の健康医療課の項中「健康医療課」を「医療業務課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項の第三号中「歯科医師」の下に「薬剤師」を加え、「准看護師、栄養士及び調理師」を「及び准看護師」に改め、同号を同項の第二号とし、同項中第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 六 薬局及び医薬販売業に関する事。
- 七 毒物及び劇物に関する事。

第十三条の健康医療課の項の第八号から第十一号までを次のように改める。

八 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する事。

九 医薬品、医療用具、化粧品及び医薬部外品に関する事（他課の分掌に係る事務を除く。）。

十 薬用資源開発に関する事。

十一 採血業に関する事。

第十三条の健康医療課の項中第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第十二号とし、第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とし、同項の第十八号中「感染症診査協議会、結核診査協議会、」を削り、「及び准看護師試験委員」を「准看護師試験委員、地方薬事審議会及び麻薬中毒審査会」に改め、同号を同項の第十五号

とし、同条の薬務衛生課の項中「薬務衛生課」を「保健衛生課」に改め、第一号から第六号までを次のように改める。

一 健康づくりに係る施策の企画、立案及び推進に関する事。

二 栄養士及び調理師に関する事。

三 保健師に関する事（他課の分掌に係る事務を除く。）。

四 難病対策に関する事。

五 感染症、結核その他の疾病の予防に関する事。

六 老人保健に関する事（他課の分掌に係る事務を除く。）。

第十三条の薬務衛生課の項の第二十六号中「地方薬事審議会、麻薬中毒審査会」を「感染症診査協議会、結核診査協議会」に改め、同号を同項の第三十号とし、同項の第七号から第二十五号までを四号ずつ繰り下げ、同項の第六号の次に次の四号を加える。

七 栄養改善に関する事。

八 口こう保健に関する事。

九 衛生教育に関する事。

十 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事。

第十三条のこどもみらい課の項の第十号中「子ども家庭支援センター」及び身体障害児療育相談所」を「及び子ども家庭支援センター」に改め、同項の第十二号中「社会福祉審議会及び保育士試験委員に関する事（「を削り、「限る。」を「関すること」に改める。）。

第十三条の二の工業振興課の項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 ナノテクノロジーの普及及び支援に関する事。

第十三条の二の労政・能力開発課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の三の文化観光推進課の項中「文化観光推進課」を「観光推進課」に改め、第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、同項の第十三号中「コンベンションビューロー及び物産関係団体」を「及びコンベンションビューロー」に改め、同号を同項の第十一号とし、同項中第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、同項の次に次のように加える。

文化振興課

一 文化振興の総合的な企画、調整及び推進に関する事。

二 芸術文化団体に関すること。
三 著作権に関すること。

四 県史の編纂に関すること。

五 美術館開設の準備に関すること。

六 芸術パーク構想に関すること。

七 美術資料取得等基金に関すること。

第二章第二節第六目の目名中「各課」を「各課及び室」に改める。

第十四条の見出し中「各課」を「各課及び室」に改め、同条中「各課の」を「各課及び室の」に改め、同条の農林水産政策課の項の第十二号を削り、同項の第十三号中「農産園芸課」を「総合販売戦略課、農産園芸課、食の安全・安心推進室」に改め、同号を同項の第十二号とし、同項中第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同項の第十六号中「他課」を「他課及び室」に改め、同号を同項の第十五号とし、同項の次に次のように加える。

総合販売戦略課

一 農林水産物その他の県産品の販売促進及び流通に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

二 農林水産物の加工に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

三 その他農林水産物その他の県産品の販売対策の総括に関すること。

四 生鮮食料品等の卸売市場に関すること。

五 卸売市場審議会に関すること。

第十四条の構造政策課の項中第二十三号から第二十五号までを削り、第二十二号を第二十三号とし、第十六号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に基づき調査、振興山村の指定申請及び山村振興計画に関すること。

第十四条の構造政策課の項の第二十六号を同項の第二十四号とし、同条の流通加工課の項を削り、同条の農産園芸課の項に次の一号を加える。

五 農業生産指導の総括に関すること。

第十四条の水産振興課の項の第二十一号中「流通加工課及び」を削り、同条に次のように加える。

食の安全・安心推進室

一 食の安全・安心の推進に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関するこ

と。

二 農林水産物の安全性に係る知識の普及に関すること。

三 病害虫の防除に関すること。

四 肥料及び農薬の需給及び取締りに関すること。

五 環境と調和した農業の推進に関すること。

第十六条の監理課の項の第十五号を削り、同項の第十六号中「新幹線事務所」を削り、同号を同項の第十五号とし、同項の第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条の高規格道路・津軽ダム対策課の項に次の一号を加える。

七 東北新幹線の建設促進に係る用地の買収並びに関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

第十六条の次に次の目名を付する。

第七目の二 特別対策局の室の分掌事務

第十六条の二を次のように改める。

（特別対策局の室の分掌事務）

第十六条の二 特別対策局の室の分掌事務は、次のとおりとする。

広報広聴室

一 局内の人事、組織、予算（支出負担行為（各課共通経費に係るものを除く。）及び収入命令に関する事務を除く。）及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。

二 県行政の広報及び広聴に関すること。

三 広報及び広聴の総合的な企画及び連絡調整に関すること。

四 県行政に係る相談に関すること。

五 政府委託広報に関すること。

六 報道機関との連絡に関すること。

第十七条の二の経理課の項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号及び第八号を削り、同項の第九号中「財務事務の」の下に「検査及び」を加え、同号を同項の第四号とし、同項の第十号から第十五号までを五号ずつ繰り上げ、同項の出納課の項の第一号中「歳出に係る」を削り、「及び基金に属する現金」を「（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）」に改め、同項中第九号を第十二号とし、第八号を削り、第七号を第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

九 歳計現金の運用及び資金計画に関すること。

十 証紙特別会計並びに証紙売さばき人の指定及び取消しに関する事
第十七条の二の出納課の項中第六号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 決算の調製及び提出に関する事。

第十七条の二の出納課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事。

第十八条中「政策推進室又は」を削る。

第十八条の二から第十八条の六までを削る。

第十九条の二を次のように改める。

（医師確保対策監）

第十九条の二 健康福祉部に医師確保対策監を置く。

2 医師確保対策監は、医師確保対策に関する事項を総括整理する。

第二十条第二項中「税務課」を「秘書課」に改め、「秘書課」を削り、「総務学事課」の下に「税務課」を加え、同条第三項中「企画振興部」を「企画政策部」に、「企画課」を「政策調整課、企画課及び」に改め、「及び統計情報課」を削り、「及び情報政策課」を「情報システム課及び統計分析課」に改め、同条第四項中「文化・スポーツ振興課」を「県民生活政策課」に、「美術館整備・芸術パーク構想推進課」を「自然保護課」に、「原子力安全対策課及び自然保護課」を「及び原子力安全対策課」に改め、同条第五項中「こどもみらい課及び障害福祉課」を「医療薬務課及び保健衛生課」に改め、「健康医療課 薬務衛生課及び」を削り、「高齢福祉保険課」の下に「こどもみらい課及び障害福祉課」を加え、同条第八項中「団体経営改善課、流通加工課」を「総合販売戦略課、団体経営改善課、畜産課」に、「水産振興課及び漁港漁場整備課」を「及び食の安全・安心推進室」に、「畜産課及び農村整備課」を「農村整備課、水産振興課及び漁港漁場整備課」に改める。

（美術館整備推進監）

第二十条の三 文化観光部に美術館整備推進監を置く。

2 美術館整備推進監は、美術館開設準備に関する事項を総括整理する。

（農村振興企画監）

第二十条の四 農林水産部に農村振興企画監を置く。

2 農村振興企画監は、農村振興に関する事項を総括整理する。
第二十二條の次に次の一條を加える。

（室長）

第二十二條の二 室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第二十三條の二から第二十三條の五までの規定中「課に」を「課及び室に」に、「課の」を「課又は室の」に改める。

第二十三條の六及び第二十四條中「課」の下に「及び室」を加える。

第二十四條の四の次に次の八條を加える。

（室付）

第二十四條の五 室に必要に応じ室付を置く。

2 室付は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項を処理する。

（特別対策局の職等）

第二十四條の六 特別対策局に局長を置く。

2 局長は、知事及び副知事の命を受け、局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第二十四條の七 特別対策局に必要に応じ理事及び参事を置く。

2 理事は、特に命ぜられた重要な事項を総括整理する。

3 参事は、特に命ぜられた事項を総括整理する。

第二十四條の八 特別対策局の室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第二十四條の九 特別対策局の室に必要に応じ総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、総括主査及び主査を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、室の分掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

3 副参事は、上司の命を受け、室の分掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

4 総括主幹は、上司の命を受け、室の分掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、室の分掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

6 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

7 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

第二十四条の十 特別対策局広報広聴室に企画調整報道監を置く。

2 企画調整報道監は、局内の重要な施策の推進に関する企画及び調整、局内の広報及び広聴に係る連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。

第二十四条の十一 特別対策局に必要な応じ局付を置く。

2 局付は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項を処理する。

第二十四条の十二 特別対策局の室に必要な応じ室付を置く。

2 室付は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項を処理する。

第二十五条の八の二を第二十五条の八の三とし、第二十五条の八の次に次の一条を加える。

第二十五条の八の二 出納局経理課に企画調整報道監を置く。

2 企画調整報道監は、局内の重要な施策の推進に関する企画及び調整、局内の広報及び広聴に係る連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。

第二十六条第一項中「文化・スポーツ振興課」を「県民生活政策課」に改める。

第二十七条第一項中「第十八条の二」を「第十九条」に改める。

第二十八条第三項中「法」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「法第五十八條第六項の規定により」を「地方自治法第五十八條第一項の規定に基づき」に改め、第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十二号とする。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第三十条中「所掌する。」を「所掌する。ただし、第三号から第七号までに掲げる事務にあつては、県外情報センターにおいて所掌する事務を除く。」に改め、同条第一号中「（むつ小川原地域の大規模開発その他の開発に関するものを除く。）」を削り、同条第二号中「企業誘致東京情報センター」を「第六条第三項の規定に基づき商工労働部の出先機関として設置された機関」に改め、同条第三号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 企業の誘致に関すること。

四 りんごその他の物産の宣伝及び流通に関すること。

五 観光地の宣伝及び観光客の誘致に関すること。

六 雇用に関する情報の収集及び県出身の学卒就職者に係る相談に関すること。

七 出稼労働者に係る相談及び実態調査に関すること。

第三十一条を削り、第三十条の二を第三十一条とする。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十四条の二を次のように改める。

（内部組織及び分掌事務）

第三十四条の二 自治研修所長は、自治研修所に課を置くものとする。

2 課の分掌事務は、自治研修所長が定める。

第三十九条及び第四十条を次のように改める。

第三十九条及び第四十条 削除

第四十二条の二及び第四十二条の三を削る。

第三章第二節第一款の二の款名中「企画振興部」を「企画政策部」に改める。

第三章第二節第一款第一目を削る。

第三章第二節第一款の二第一目中第四十二条の四を第四十三条とし、第四十二条の五を第四十四条とする。

第三章第二節第二款第二目を削る。

第三章第二節第二款第二目の二中第四十八条の三を第四十五条とし、第四十八条の四を第四十六条とし、同目を同款第一目とする。

第三章第二節第二款第三目中第四十九条を第四十七条とし、第五十条を第四十八条とする。

第五十一条及び第五十二条を削り、第五十三条を第四十九条とする。

第三章第二節第二款第三目を同款第二目とする。

第三章第二節第三款第三目の二中第五十三条の二を第五十条とし、第五十三条の三を第五十一条とする。

第五十三条の四及び第五十四条を削る。

第三章第二節第二款第三目の二を同款第三目とする。

第三章第二節第二款第四目中第五十四条の二を第五十二条とし、第五十四条の三を第五十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十四条 削除

第五十七条を次のように改める。

（内部組織）

第五十七条 健康福祉こどもセンターに総務企画室、保健部、福祉部及びこども相談部を置く。

2 健康福祉こどもセンターの所長は、部に課を置くことができる。

第五十八条の見出し中「及び担当区域」を削り、同条第三項中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 児童福祉法の規定による児童居宅生活支援事業等を行う者の監督に関する事。第五十八条第五項を次のように改める。

5 課の分掌事務は、当該課の属する健康福祉こどもセンターの所長が定める。

第五十八条第六項から第九項までを削る。

第六十一条第二項を次のように改める。

2 保健大学長は、事務局に課を置くことができる。

第六十二条を次のように改める。

(分掌事務)

第六十二条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務に関する事。

二 教員の人事に関する事。

三 大学運営に係る重要事項の企画立案及び総合調整に関する事。

四 学則及び学内諸規程の制定及び改廃に関する事。

五 教授会、部局長会議等に関する事。

六 学内情報システムに関する事。

七 附属図書館、健康科学教育センター及び健康科学研究センターに関する事。

八 科学研究費補助金に関する事。

九 教育課程の編成及び授業計画に関する事。

十 学生の募集及び入学者の選抜に関する事。

十一 学生の身分取扱いに関する事。

十二 学生の指導に関する事。

十三 学生の福利厚生に関する事。

十四 研究に関する連絡調整に関する事。

十五 その他教務及び学生に関する事。

2 課の分掌事務は、保健大学長が定める。

第六十七条第一項中「医療連携室」の下に、「医療安全管理室」を加え、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 中央病院長は、医療局に科、部及びセンターを置くものとする。

3 中央病院長は、事務局に課を置くことができる。

4 看護局に外来看護部、中央診療看護部及び病棟看護部を置く。

第六十七条に次の一項を加える。

5 中央病院長は、看護局の各部に班を置くことができる。第六十八条第一項及び第二項を次のように改める。医療局の分掌事務は、次のとおりとする。

一 診療に関する事。

二 臨床研修及び臨床教育に関する事。

三 細菌、病理及び生化学の医学的検査に関する事。

四 生理学的検査に関する事。

五 その他診療上必要な検査に関する事。

六 血液製剤の需給、管理及び検査に関する事。

七 その他血液に関する事。

八 調剤及び製剤に関する事。

九 医薬品及び衛生材料の管理及び補給に関する事。

十 医薬品の検査に関する事。

十一 処方せんの整理及び保管に関する事。

十二 その他薬事に関する事。

十三 患者の栄養の指導及び調査に関する事。

十四 献立、調理及び配膳に関する事。

十五 給食材料の保管に関する事。

十六 医療、検査及び薬事に関する文書、統計及び諸記録に関する事。

十七 医療用、検査用及び調剤製剤用の器械器具類並びに給食用器具類の管理に関する事。

十八 診療室、処置室、手術室、検査室、病室、動物舎、調剤室、製剤室及び薬品貯蔵所に関する事。

2 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

一 予算、決算その他の財務に関する事。

二 収入及び支出の会計事務に関する事。

三 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。

四 院内の取締り及び清掃に関する事。

五 自動車、電話、洗濯設備等の管理運営に関する事。

六 電気、医療ガス、冷暖房等の設備の保守に関する事。

- 七 営繕に関すること。
- 八 物品の購入及び処分に関すること。
- 九 被服等の貸与及び管理に関すること。
- 十 その他庶務に関すること。
- 十一 経営の合理化に関すること。
- 十二 経営実績資料その他諸統計の調製に関すること。
- 十三 広報に関すること。
- 十四 医療紛争に関すること。
- 十五 電子計算組織の管理及び運営に関すること。
- 十六 基準寝具類の管理に関すること。
- 十七 患者の受付、入院、退院及び転室に関すること。
- 十八 診療報酬の請求事務に関すること。
- 十九 診療記録の整備及び保管に関すること。
- 二十 診療社会事業に関すること。
- 二十一 診療に伴う諸証明事務に関すること。
- 二十二 診療料金の未収整理及び減免に関すること。
- 二十三 院内保育所に関すること。
- 第六十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
- 5 医療安全管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 医療に係る安全管理に関すること。
 - 二 医療に係る安全の確保を目的とした改善方策に関すること。
- 第六十八条に次の一項を加える。
- 7 科、医療局の部、センター及び班の分掌事務は、中央病院長が定める。
- 第七十一条第二項から第四項までを次のように改める。
 - 2 つくしが丘病院長は、医務局に科及び部を置くものとする。
 - 3 つくしが丘病院長は、事務局に課を置くことができる。
 - 4 つくしが丘病院長は、看護局に班を置くことができる。
- 第七十二条第一項及び第二項を次のように改める。
 - 一 診療に関すること。
 - 二 細菌、病理及び生化学の医学的検査その他診療上必要な検査に関すること。
 - 三 生活療法に関すること。

- 四 調剤、医薬品の検査その他薬事に関すること。
- 五 医薬品及び衛生材料の管理及び補給に関すること。
- 六 血液の需給に関すること。
- 七 医療社会事業に関すること。
- 八 医療、検査、生活療法及び薬事に関する文書、統計及び諸記録に関すること。
- 九 医療用、検査用、生活療法及び調剤用の器械器具類の管理に関すること。
- 十 診療室、処置室、手術室、病室、検査室及び調剤室に関すること。
- 2 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 予算、決算その他の財務に関すること。
 - 二 収入及び支出の会計事務に関すること。
 - 三 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。
 - 四 院内の取締り及び清掃に関すること。
 - 五 自動車、電話、洗濯設備等の管理運営に関すること。
 - 六 電気、医療ガス、冷暖房等の設備の保守に関すること。
 - 七 物品の購入及び処分に関すること。
 - 八 被服等の貸与及び管理に関すること。
 - 九 その他庶務に関すること。
 - 十 経営の合理化に関すること。
 - 十一 経営実績資料その他諸統計の調製に関すること。
 - 十二 基準寝具類の管理に関すること。
 - 十三 患者の受付、入院、退院及び転室に関すること。
 - 十四 診療報酬の請求事務に関すること。
 - 十五 診療記録の整備及び保管に関すること。
 - 十六 診療に伴う諸証明事務に関すること。
 - 十七 診療料金の未収整理及び減免に関すること。
 - 十八 患者の栄養の指導及び調査に関すること。
 - 十九 献立、調理及び配せんに関すること。
 - 二十 給食材料の保管に関すること。
- 第七十二条第三項中「の各班」を削り、同条に次の一項を加える。
- 4 科、部、課及び班の分掌事務は、つくしが丘病院長が定める。
- 第七十五条及び第七十六条を次のように改める。
- 第七十五条及び第七十六条 削除

第七十七条第二項中「前条第二項各号に掲げる事務」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 食用に供するために行う獣畜のとさつ及び解体の検査に關すること。
 - 二 食鳥検査に關すること。
 - 三 食肉に係る精密検査に關すること。
 - 四 その他食肉衛生の確保に關すること。
- 第八十六条及び第八十七条を次のように改める。
- 第八十六条及び第八十七条 削除
- 第九十五条の表に次のように加える。

青森県立はまなす学園	八戸市
------------	-----

第九十五条の二を次のように改める。

(内部組織)

- 第九十五条の二 あすなる学園に看護科を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、あすなる学園長は、あすなる学園に課及び科を置くことができる。
- 3 あすなる学園長は、看護科に班を置くことができる。
- 第九十五条の三中第一項から第三項までを削り、第四項を第一項とし、同項の次に次の一項を加える。
- 2 課、前条第二項の規定により置かれる科及び班の分掌事務は、あすなる学園長が定める。
- 第九十五条の三第五項及び第六項を削る。
- 第九十七条の表青森県立はまなす学園の項を削る。
- 第九十八条及び第九十九条を削り、第三章第二節第三款第十四目中第九十九条の二を第九十八条とし、第九十九条の三を第九十九条とする。
- 第九十九条の四及び第九十九条の五を削り、第三章第二節第三款第十五目中第九十九条の六を第九十九条の二とし、第九十九条の七を第九十九条の三とし、第九十九条の八を第九十九条の四とする。
- 第三章第二節第三款第十五目の二中第九十九条の八の二を第九十九条の五とし、第九十九条の八の三を第九十九条の六とし、第九十九条の八の四を第九十九条の七とする。

第三章第二節第三款第十五目の三中第九十九条の八の五を第九十九条の八とする。

第三章第二節第三款第十六目を削る。

第三章第二節第三款第十五目の二を同款第十六目とする。

第九十九条の十一第二項を削り、第三章第二節第三款の二第一目中同条を第九十九条の十とする。

第九十九条の十二第一項の表青森県企業誘致東京情報センターの項及び同条第二項の表青森県企業誘致東京情報センターの項を削り、同条を第九十九条の十一とする。

第九十九条の十三及び第九十九条の十四を削る。

第一百条の三及び第一百条の四を次のように改める。

第一百条の三及び第一百条の四 削除

第一百条の五第二項を次のように改める。

- 2 弘前地域技術研究所の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 技術の調査及び普及指導に關すること。
 - 二 依頼試験及び機械の貸付けに關すること。
 - 三 バイオテクノロジーの試験研究に關すること。
 - 四 食品に關する試験研究に關すること。
 - 五 漆器、木工品、陶磁器等に關する試験研究に關すること。
 - 六 プロダクトデザイン及びユニバーサルデザインに關する試験研究に關すること。
 - 七 住宅の耐久性及び快適性に關する試験研究に關すること。
 - 八 技術員の養成に關すること。
- 第一百条の五第三項から第五項までを削る。
- 第一百条の六第二項を次のように改める。
 - 2 八戸地域技術研究所の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 技術の調査及び普及指導に關すること。
 - 二 依頼試験及び機械の貸付けに關すること。
 - 三 金属材料の加工技術及び機械加工技術の試験研究に關すること。
 - 四 製造工程の自動化技術及び生産工程の省力化技術の試験研究に關すること。
 - 五 フラットパネルディスプレイの製造技術の試験研究に關すること。
 - 六 フラットパネルディスプレイの評価技術の試験研究に關すること。
 - 七 技術員の養成に關すること。

第百条の六第三項から第五項までを削る。
 第百条の八の表青森県立三沢高等技術専門校の項及び青森県立木造高等技術専門校の項を削る。

第百条の九及び第百条の十を次のように改める。
 (分校)

第百条の九 青森県立弘前高等技術専門校及び青森県立八戸工科学院に置かれる分校の名称及び位置は、青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の定めるところにより、次のとおりである。

名	称	位	置
青森県立弘前高等技術専門校	西津軽郡木造町		
青森県立八戸工科学院三沢校	三 沢 市		

2 分校の分掌事務は、第百条の七各号に掲げる事務とする。
 第百条の十 削除

第百条の十三及び第百条の十四を次のように改める。

第百条の十三及び第百条の十四 削除

第百三条及び第百四条を次のように改める。

第百三条及び第百四条 削除

第百五条第二項を次のように改める。

2 地域農業改良普及センターの分掌事務は、次のとおりとする。

一 改良普及員の行う農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第十四条の二第五項の事務の連絡調整その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動に関する事

二 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供に関する事

三 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関する事(農業改良助長法第十四条第一項第五号の研修教育を除く。)

第百五条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

第百五条の二第二項を次のように改める。

2 家畜保健衛生所の分掌事務は、家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第三条の規定により、次のとおりである。

一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事。
 二 家畜の伝染病の予防に関する事。
 三 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事。
 四 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事。
 五 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事。
 六 地方的特殊疾病の調査に関する事。
 七 その他地方における家畜衛生の向上に関する事。

第百五条の二第三項から第五項までを削る。

第百七条第二項を次のように改める。

2 水産事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 漁業の許可に関する事。

二 漁船に関する事。

三 水産業の改良普及に関する事。

第百七条第三項及び第四項を削る。

2 第百七条の二第二項を次のように改める。

2 漁港漁場整備事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 特定漁港漁場整備事業等の施行に関する事。

二 漁港の維持管理に関する事。

三 漁港区域内の海岸保全に関する事。

四 その他漁港漁場に関する事。

第百七条の二第三項から第五項までを削る。

第百十条中「総務室、総合企画室、経営研究室、普及指導室、水稻栽培部、水稻育種部、水田利用部、環境保全部、」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農林総合研究センター所長は、農林総合研究センターに室及び部を置くことができる。

第百十一条中第一項から第八項までを削り、第九項を第一項とし、第十項を第二項とし、第十一項を第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 前条第二項の規定により置かれる室及び部の分掌事務は、農林総合研究センター所長が定める。

第百十三条第二項から第四項までを次のように改める。

2 グリーンバイオセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

一 生物工学の利活用による生物資源の農業上の開発及び利活用に係る試験研究に
関すること。

二 農業上有用な遺伝形質を有する生物資源の収集及び保存に関すること。

三 技術員の養成に関すること。

3 農林総合研究センター所長は、グリーンバイオセンターに部を置くことができる。

4 前項の規定により置かれる部の分掌事務は、農林総合研究センター所長が定める。

第百十三条第五項を削る。

第百十四条第三項を削り、同条第二項中「栽培部、作物改良部及び」を削り、同項

を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 畑作物及び野菜の試験研究に関すること。

一 畑作物及び野菜の試験研究に関すること。

二 畑作物及び野菜の種苗の育成及び配布に関すること。

三 植物の検疫並びに農作物についての有害動物及び有害植物の防除に関すること。

四 技術員の養成に関すること。

第百十四条第四項を次のように改める。

4 前項に規定するもののほか、農林総合研究センター所長は、畑作物試験場に部
を置くことができる。

第百十四条に次の一項を加える。

6 第四項の規定により置かれる部の分掌事務は、農林総合研究センター所長が定め
る。

第百十六条第二項から第四項までを次のように改める。

2 フラワーセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

一 花きの試験研究に関すること。

二 花きの種苗の育成及び配布に関すること。

三 技術員の養成に関すること。

3 農林総合研究センター所長は、フラワーセンターに部を置くことができる。

4 前項の規定により置かれる部の分掌事務は、農林総合研究センター所長が定める。

第百十六条第五項を削る。

第百十七条第三項を削り、同条第二項中「栽培部、育種部、病虫肥料部及び」を削

り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 りんご試験場の分掌事務は、次のとおりとする。

一 りんごその他の果樹の試験研究に関すること。

二 りんごその他の果樹の種苗の育成及び配布に関すること。

三 技術員の養成に関すること。

第百十七条第四項を次のように改める。

4 前項に規定するもののほか、農林総合研究センター所長は、りんご試験場に部を
置くことができる。

第百十七条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 第四項の規定により置かれる部の分掌事務は、農林総合研究センター所長が定め
る。

第百十八条第三項を削り、同条第二項中「繁殖技術研究部、家畜部、草地飼料部、

養鶏部、」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 畜産試験場の分掌事務は、次のとおりとする。

一 家畜の改良、繁殖、育成及び配布に関すること。

二 家畜の人工授精及び精液の分譲並びに家畜の人工授精用精液の採取等の受託に
関すること。

三 畜産の試験研究に関すること。

四 飼料及び草地の試験研究並びに飼料の栽培に関すること。

五 技術員の養成に関すること。

第百十八条第四項を次のように改める。

4 前項に規定するもののほか、農林総合研究センター所長は、畜産試験場に部を置
くことができる。

第百十八条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とし、
同条に次の一項を加える。

7 第四項の規定により置かれる部の分掌事務は、農林総合研究センター所長が定め
る。

第百十九条第二項各号を次のように改める。

一 林業及び木材加工の試験研究に関すること。

二 林木等の種子の配布に関すること。

三 鳥獣保護センターの管理に関すること。

四 木材加工に関する技術の調査及び普及指導に関すること。

五 依頼試験、木材加工の受託及び機械の貸付けに関すること。

六 技術員の養成に関すること。

第百十九条第三項中「育林環境部、林産部及び」を削り、同条第四項を次のように

改める。

改める。

4 前項に規定するもののほか、農林総合研究センター所長は、林業試験場に部を置くことができる。

第百十九条に次の二項を加える。

5 加工技術部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 木材加工に関する技術の調査及び指導に関すること。

二 木工品に関する試験研究の総合的企画及び調査に関すること。

三 木工品に係る展示会、研究会、講習会等に関すること。

四 木工品の工作及び塗装の技術に関する試験研究及び指導に関すること。

五 木工品の材料に関する試験研究に関すること。

六 依頼試験、木材加工の受託及び機械の貸付けに関すること。

七 技術員の養成に関すること。

6 第四項の規定により置かれる部の分掌事務は、農林総合研究センター所長が定める。

第百二十二条中「総合企画室、資源管理部、漁業開発部、漁場環境部及び」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、水産総合研究センター所長は、水産総合研究センターに室及び部を置くことができる。

第百二十三条中第一項から第四項までを削り、第五項を第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定により置かれる室及び部の分掌事務は、水産総合研究センター所長が定める。

第百二十四条第二項から第四項までを次のように改める。

2 増養殖研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 浅海における水産資源の開発調査及び水産動植物の増養殖に関する試験研究に関すること。

二 浅海における水産動植物の増養殖技術の指導に関すること。

三 浅海における水産動植物の種苗の生産及び供給に関すること。

四 海面における魚病の調査、予防等に関すること。

3 水産総合研究センター所長は、増養殖研究所に部を置くことができる。

4 前項の規定により置かれる部の分掌事務は、水産総合研究センター所長が定める。

第百二十四条第五項及び第六項を削る。

第百二十五条第二項から第四項までを次のように改める。

2 内水面研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 内水面における水産資源の開発調査及び水産動植物の増養殖に関する試験研究に関すること。

二 内水面における水産動植物の増養殖技術の指導に関すること。

三 内水面における水産動植物の種苗の生産及び供給に関すること。

四 内水面における魚病の調査、予防等に関すること。

3 水産総合研究センター所長は、内水面研究所に部を置くことができる。

4 前項の規定により置かれる部の分掌事務は、水産総合研究センター所長が定める。

第百二十八条及び第百二十九条を次のように改める。

(内部組織及び分掌事務)
第百二十八条 ふるさと食品研究センター所長は、ふるさと食品研究センターに室及び部を置くことができる。

2 前項の規定により置かれる室及び部の分掌事務は、ふるさと食品研究センター所長が定める。

第百二十九条 削除

第百三十条第二項から第四項までを次のように改める。

2 下北ブランド研究開発センターの分掌事務は、次のとおりとする。

一 農林水産物を加工した食品の商品化に関する技術の試験研究及び指導に関すること。

二 農林水産物を加工した食品の販売流通に関する調査研究及び指導に関すること。

三 農林水産物を加工した食品の成分の分析及び調査研究に関すること。

四 木工品のデザイン及び設計に関する指導に関すること。

3 ふるさと食品研究センター所長は、下北ブランド研究開発センターに部を置くことができる。

4 前項の規定により置かれる部の分掌事務は、ふるさと食品研究センター所長が定める。

第百三十一条第三項中「加工指導部及び」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 前項に規定するもののほか、ふるさと食品研究センター所長は、農産物加工指導センターに部を置くことができる。

第百三十一条に次の一項を加える。

6 第四項の規定により置かれる部の分掌事務は、ふるさと食品研究センター所長が

定める。

第四百十三条を次のように改める。

第四百十三条 削除

第四百十六條及び第四百十七條を次のように改める。

第四百十六條及び第四百十七條 削除

第三章第二節第四款第二十目の目名を削る。

第八十二條から第二十三條までを次のように改める。

第八十二條から第二十三條まで 削除

第二百十四條第二項を削る。

第二百十六條及び第二百十七條を次のように改める。

第二百十六條及び第二百十七條 削除

第二百二十條第三項から第五項までを削る。

第三章第二節第五款第二目を次のように改める。

第二目 削除

第二百二十二條及び第二百二十三條 削除

第三章第二節第六款を次のように改める。

第六款 出先機関の内部組織の設置及び分掌事務
(内部組織の設置及び分掌事務)

第二百二十七條 出先機関(自治研修所、健康福祉こどもセンター、保健大学、中央病院、つくしが丘病院、肢体不自由児・重症心身障害児施設、農林総合研究センター、水産総合研究センター)及びふるさと食品研究センターを除く。以下この項において同じ。()の長は、当該出先機関に内部組織として課、室、部及び科を置くことができる。

2 前項の規定により置かれる内部組織の分掌事務は、当該内部組織の属する出先機関の長が定める。

第二百二十八條及び第二百二十九條 削除

第二百四十條に次の一項を加える。

2 第五十七條第二項、第六十一條第二項、第六十七條第三項及び第五項、第七十一條第三項及び第四項、第九十五條の二第二項及び第三項、第一百十條第二項、第一百三十三條第三項、第一百四十四條第四項、第一百十六條第三項、第一百七十七條第四項、第一百八十八條第四項、第一百九十九條第四項、第二百二十二條第二項、第二百二十四條第三項、第二百五十五條第三項、第二百二十八條第一項、第二百三十條第三項、第二百三十一條第四項並びに

に第二百三十七條第一項の規定により内部組織を置く出先機関に、前項に規定するもののほか、課を置く出先機関にあつては課長を、科を置く出先機関にあつては科長を、班を置く出先機関にあつては班長を、室を置く出先機関にあつては室長を、部を置く出先機関にあつては部長を置く。

2 前条第二項の規定により置かれる職にある職員は、上司の命を受け、当該課、科、班、室又は部の事務を掌理する。

第二百四十一條中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。
第二百四十三條の見出し中「青森県保育士試験委員」を「青森県中小企業調停審議会」に改め、同条中「附属機関条例第四条第二項及び第五項、第五条並びに第六条の規定は青森県保育士試験委員に、」を削る。

別表第一中

財政改革企 画監	財政改革の推進に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
-------------	-------------------------------------

企画調整報 道監	部内の重要な施策の推進に関する企画及び調整、部内の広報及び広聴に係る連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
財政改革企 画監	財政改革の推進に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。

に改め、総務部工事検査課の項の次に次のように加える。

企画政策部 政策調整課	企画調整報 道監	部内の重要な施策の推進に関する企画及び調整、部内の広報及び広聴に係る連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
企画政策部 情報システ ム課	行政評価企 画監	行政評価に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
	IT専門監	IT施策の推進に関する専門的な助言及び指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。

環境生活部 県民生活政 策課	企画調整報 道監	部内の重要な施策の推進に関する企画及び調整、部内の広報及び広聴に係る連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
健康福祉部 健康福祉政 策課	企画調整報 道監	部内の重要な施策の推進に関する企画及び調整、部内の広報及び広聴に係る連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
健康福祉部 医療業務課	薬事指導監	医薬品等の取締りに必要な措置に係る計画の樹立及び調査、薬局開設者等の指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。
健康福祉部 高齢福祉保 険課	医療指導監	保険医療機関及び保険薬局並びに保健医及び保険薬剤師の指導、質問、検査等並びに特に命ぜられた事務に従事する。
商工労働部 商工政策課	企画調整報 道監	部内の重要な施策の推進に関する企画及び調整、部内の広報及び広聴に係る連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
文化観光部 観光推進課	企画調整報 道監	部内の重要な施策の推進に関する企画及び調整、部内の広報及び広聴に係る連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。

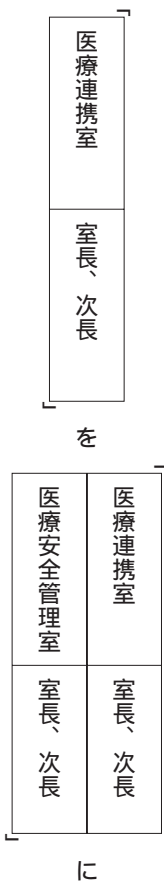
別表第一環境生活部文化・スポーツ振興課の項を削り、同表環境生活部美術館整備・芸術パーク構想推進課の項中「環境生活部美術館整備・芸術パーク構想推進課」を「文化観光部文化振興課」に改め、同表健康福祉部健康医療課の項を次のように改める。

農林水産部 農林水産政 策課	企画調整報 道監	部内の重要な施策の推進に関する企画及び調整、部内の広報及び広聴に係る連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
----------------------	-------------	--

別表第一健康福祉部業務衛生課の項及び健康福祉部高齢福祉保険課の項を削り、同表農林水産部構造政策課の項の次に次のように加える。

県土整備部 監理課	企画調整報 道監	部内の重要な施策の推進に関する企画及び調整、部内の広報及び広聴に係る連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
--------------	-------------	--

別表第三青森県東京事務所の項中「課長」を「産業立地推進監」に改め、同表県税事務所及び青森県消防学校の項中「課長」を削り、同表青森県消費生活センターの項を削り、同表青森県環境保健センターの項中「研究調整監、室長、部長」を「総括研究管理監」に改め、同表青森県原子力センターの項中「課長」を削り、同表健康福祉子どもセンターの項中「中南部地方健康福祉子どもセンター、三戸地方健康福祉子どもセンター及び北上北地方健康福祉子どもセンターに限る」を「西北地方健康福祉子どもセンター及び下北地方健康福祉子どもセンターを除く」に、「歯科衛生推進監（東地方健康福祉子どもセンターに限る。）」、「課長」を「歯科衛生推進監（東地方健康福祉子どもセンターに限る。）」に、「監査指導監、課長」を「監査指導監」に改め、「次長（東地方健康福祉子どもセンターに限る。）」、「課長」を削り、同表青森県立保健大学の項中「課長」を削り、同表青森県立中央病院の項中「救命救急センター長」を「センター長」に、「救命救急センター」を「センター」に、「外科、臨床検査部及び栄養管理部に部長三人、呼吸器科及び耳鼻いんこう科に部長二人」を「知事が必要と認める科及び部にあつては、部長二人又は三人」に、「放射線科、リハビリテーション科、臨床検査部及び栄養管理部」を「知事が必要と認める科及び部」に改め、「課長」を削り、「次長、看護指導監一人」を「次長一人、看護指導監二人」に改め、「看護班長」を削り、



改め、同表青森県立つくしが丘病院の項中「中央医療部」を「部」に改め、「課長」及び「看護班長」を削り、同表食肉衛生検査所の項及び青森県立子ども自立センターみらいの項中「課長」を削り、同表青森県立あすなろ学園の項中「課長、科長」及び「看護班長」を削り、同表青森県立さわらび園の項中「課長、科長」を削り、同表青森県立精神保健福祉センターの項中「課長」を削り、同表保健所の項中「弘前保健所、八戸保健所及び上十三保健所に限る」を「五所川原保健所及びむつ保健所を除く」に改め、同表児童相談所の項中「次長（青森県中央児童相談所に限る。）」

感染症診査協議会	症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定により知事の諮問に じ、同法第二十条第一項（同法第七条第一項及び第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による勸告及び同法第二十条第四項（同法第七条第一項及び第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項を審議すること。	長	予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による。	人	の互	課 生 衛 健 保
弘前保健所		委員			選	
感染症診査協議会						
八戸保健所						
五所川原保健所						
結核診査協議会						
八戸保健所						
五所川原保健所						
結核診査協議会						
五所川原保健所						
結核診査協議会						
上十三保健所						
結核診査協議会						

協議会	別表第六青森県生活衛生適正化審議会の項中「業務衛生課」を「保健衛生課」に改め、同表青森県保育士試験委員の項を削り、同表青森県文化観光審議会の項中「文化観光推進課」を「観光推進課」に改め、同表青森県農業共済保険審査会の項を削り、同表青森県卸売市場審議会の項中「流通加工課」を「総合販売戦略課」に改め、同項の次に次のように加える。					
むつ保健所						
結核診査協議会						
協議会						
青森県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十一条第一項及び第百四十三条の二第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関すること。	農業災害補償法	農業災害補償法	農業災害補償法	農業災害補償法	課 善 改 営 経 体 団

別表第六青森県屋外広告物審議会の項中「青森県屋外広告物条例」の下に「（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の上欄に掲げる改正前の青森県行政組織規則に規定する出先機関の平成十

五年度の予算に係る整理事務及び決算事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる課及び出先機関において所掌するものとする。

青森県消費生活センター	環境生活部県民生活政策課
青森県立木造高等技術専門学校	青森県立弘前高等技術専門学校
青森県立三沢高等技術専門学校	青森県立八戸工科学院

(青森県褒賞規則の一部改正)

3 青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「政策審議監、各部長」を「各部長、特別対策局長」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭